

## 消費税関係

# 消費税の「インボイス」とは

### 1 はじめに

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除をするためには、原則として適格請求書等が必要となった。この適格請求書等を「インボイス」と呼び、適格請求書等保存方式を「インボイス制度」と呼んでいる（消法30、57の2）。

### 2 インボイス

現在の「区分記載請求書等保存方式」と「適格請求書等保存方式」の違いは、①適格請求書発行事業者登録番号を記載する、②金額欄の書き方の違い（区分記載請求書等では、税率ごとに合計した税込金額の記載が求められていたが、適格請求書等は、税率ごとに合計した税込金額または税抜金額のどちらかと、それぞれの適用税率、税率ごとの消費税額を記載する。）の2点である。以下、インボイスの記載要件をまとめてみた。

<請求書等に記載が必要な項目>

- ① 請求書等発行事業者の名称
- ② 登録番号
- ③ 取引の年月日
- ④ 取引の内容
- ⑤ 軽減税率の取引の場合にはその旨
- ⑥ 税率ごとに区分して合計した税抜金額または税込金額と適用税率
- ⑦ 税率ごとに区分した消費税額

### ⑧ 取引の相手方の名前

しかし、小売店や飲食店業、タクシー業など、不特定多数の者に商品の販売やサービスの提供を行う事業者は、⑧の取引の相手方の名前を省略することができ、金額欄の記載方法も⑥⑦の双方ではなく、税区分ごとに税込金額と適用税率・税抜金額と適用税率・税込金額と消費税額・税抜金額と消費税額のいずれかの記載方法（簡易インボイス）でも可とされている。

また、商品等の納品の都度納品書を発行し毎月の締日に一定の期間の請求書を発行する場合には、納品書と請求書の双方に全ての記載事項を網羅せずとも、一体で要件を満たしていればインボイスに該当することとされている（消法57の4、57の5）。

### 3 インボイスを発行しない場合

消費税の課税事業者であり、適格請求書発行事業者であっても、次のような場合にはインボイスの交付が困難であるため、インボイスを発行する必要がない。

- ① 3万円未満の公共交通機関による旅客運賃
- ② 卸売市場や農協、漁協などが生産者から委託を受けて行う農林水産品の販売（一定のものに限る）
- ③ 自動販売機での販売で3万円未満のもの

### ④ コインロッカーやコインランドリーなどの自動サービスで3万円未満のもの

これらの、インボイスの交付を受けられない取引では、帳簿に取引の相手方の名前や住所・取引年月日・取引内容・支払金額・軽減税率の場合にはその旨・インボイスの交付が受けられない取引である旨（例：自動販売機での飲料購入）などを詳細に記入することにより、仕入税額控除を受けることが可能となる。

インボイスの交付が困難ではないが、家賃の支払いなど定期的な口座振替や口座振込の場合には、事務手続きの簡素化により、都度の請求書や領収書が発行されないことが多いが、この場合には支払の基となる契約書等に適格請求書等として必要な記載事項を記載し、銀行の通帳や振込金受取書を保存することにより仕入税額控除を受けることが可能である（消個30）。

### 4 最後に

インボイス制度の導入で、請求書や領収書、契約書等の記載内容が変更となるため、レジの変更や数年にわたる契約書の内容確認など早目の準備が必要となるので留意が必要である。

〔 右山研究グループ  
税理士 山本 裕子 〕